

イギリス：The Havens (Paddington Haven)

視察日：9月18日 10:00～12:00

住 所：Grd Floor, western Pavillion, St Charles Centre for Health and Wellbeing, Exmoor St, London W10 6DZ

視察担当者：齋藤梓、工藤美貴子（あおもり）

1. はじめに

本レポートでは、イギリス・ロンドンに設置された Paddington Haven, near to St Charles Centre for Health and Wellbeing (west) を視察して得られた知見を述べる。この施設は、ロンドンに3か所ある性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（sexual assault referral centres: SARC）、The Havens の中の一つである。本レポートは、日本の関係機関および専門家への情報提供を行うと共に、国内における性暴力被害者支援体制の構築に向けた示唆を得ることを目的とする。

なお、Paddington Haven では視察時に録音が許可されていなかったため、本レポートは視察時のメモに基づいている。基本的には、3か所ある Haven を総合した The Havens についてお話をうかがったが、Paddington Haven 特有の話も含まれている。

2. The Havens の特徴

2.1. 設立の経緯

Havens は、良質なケアと適切な証拠採取を両立させるという考えのもと、すべてを一か所で行うセンターである。イギリスの SARC の特徴は、すべてが病院併設型であり、フォレンジック検査、メディカルチェック（心身のチェック、HIV や性感染症、緊急避妊ピルなどの対応）、心理的サポート、ISVA (Independent Sexual Violence Advisors) による刑事手続のサポートといった、すべてのサービスが一つの場所に集約されている点にある。

Havens は 2000 年ごろから設立の動きが始まった。それ以前は、性暴力被害後に警察に行っても、支援を受ける仕組みがなかった。警察での証拠採取は、清潔ではない環境で行われ、適切な手法も取られていなかった。警察での手続き後、医療機関で HIV や性感染症のチェックは行われていたものの、フォローアップの仕組みもなく、心理的ケアやカウンセリングも行われていなかった。カウンセリングの必要性があったとしても、方法が確立されておらず、プロセスも標準化されていなかった。

そのため、市民から性暴力被害に対応する施設の必要性が叫ばれ、電話相談センターが設立された。そこから SARC という性暴力被害者にワンストップで対応する施設が設立されはじめ、後に、国が SARC の設置基準を定めた。現在はそれぞれの自治体に SARC がある。ロンドンは、人口規模と事件数の関係で 3 か所に SARC がある。

2.2. スタッフおよびコストについて

- **スタッフ**：医師、小児科医、性暴力専門看護師 (SANE)、クライシスワーカー、臨床心理サイコロジスト、カウンセラー、ソーシャルワーカー、ISVA、受付担当など様々な職種のスタッフがいる。ロンドンの3か所の Havens すべて合わせて 150 名程度。すべて適切な訓練を受けていて、専門的な対応ができるスタッフである。
- **年間コスト**：800 万ポンド
- **資金元**：主に NHS (National Health Service；イギリスの「国民保健サービス」) であり、ロンドン市、スコットランドヤード、メトロポリタンポリスからも資金提供が行われている。

2.3. 対象地域とサービス対象

Havens の対象は、以前は 16 歳以上であったが、現在は若者や子どもを対象としたサービスも提供している。従ってさまざまな年齢の人が来所する。もっとも多い層は 16 歳から 35 歳だが、過去 8 年間を見ると来所者の年齢層が徐々にあがっており、45 歳以上の人々も増えている。近年は、マッチングアプリで出会った人からの被害も増えている。これまでに最も年少の被害者は生後 2 週間の乳児であり、最も年長の被害者は 96 歳。男性やトランスジェンダーの被害者は来所者全体の約 10%をしめる。

3. 支援内容

3.1. 24 時間 365 日の対応

Havens は、365 日 24 時間、電話相談を受けている。クリスマスも休日もいつでも受けており、特に休日は被害が多くなるため、開設されていることは重要だと考えている。

3.2. クライシスワーカーによる最初の対応

被害者に最初に会うのはクライシスワーカーと呼ばれるスタッフである。来所する人々は、すでにトラウマを経験しているため、Havens でトラウマを感じることがないように、スタッフはトラウマインフォームドであることを心がけている。また、混乱している被害者に対して、口頭で説明するだけでなく説明書を渡すこと、あるいは必要な人には飲み物や軽食を出すことなど、トラウマに配慮した、人として温かい接触を大切にしている。

3.3. フォレンジック検査

フォレンジック検査を適切に行うため、まず、既往歴、同居家族、子どもの有無など様々な質問をして情報を得る。そして、DNA のコンタミネーションが起きないように、完全に閉ざされ、一回一回完全に DNA の除去清掃が行われている部屋で証拠採集を行う。証拠採取の際には、医師等の DNA が混ざらないように、医師等は防護する診察衣やマスクを身につけた状態で実施する。こうしたフォレンジック検査のための基準や手順は、国のガイドラインで定められている。スワイプに使う綿棒は、殺菌している訳ではないが、DNA がつか

ないよう特別な処置をしたものを使用している。

フォレンジック検査においても、「victim-centred (被害者中心)」を大切にしている。検査は5時間ほどかかるので、被害者が安全に、安心して受けられることが重要となる。被害者は、服を脱いで裸になって検査を受けるか、あるいは使い捨てのガウンに着替えるか選択することができる。また、下着を脱ぎたくないという場合には、それも認めている。これは「私たちの検査ではなく、被害者のための検査であるため、主導権は被害者にある」と考えるからである。そのため、情報を伝え同意を得るプロセスであるインフォームドコンセントが非常に重要である。また、フォレンジック検査は少しずつ、被害者の感情や心情に配慮しながら進める。検査が終わったら、本人が希望すればシャワーを浴びることもできるし、洋服も必要ならば替えを提供する。

なお、フォレンジック検査では、性器の近くに怪我をしていたとしたならば、証拠をビデオや動画で残すことはあるが、Havensの外にはデータは持ち出さない。裁判でどうしても証拠が必要であるならば、独立した医療者が Havens に来て DVD を確認し、レポートを作成する。裁判所から画像を見たいと要求されることはあるが、医療の知識がない人が画像を見ても理解できないので、医療者のレポートの方が重要であり、裁判所で直接見せる必要はないと考えている。

3.4. 心理的ケア

フォレンジック検査が終わってから12か月後まで、最高20回、カウンセリングを受けることができる。トラウマスペシフィックなケア(PTSDに対応したトラウマ焦点化心理療法)も提供している。検査を受ける人は年間400人くらいで、心理的ケアを受ける人は200人ほど。住んでいる場所やその近くでケアを受けることを希望する人もいたので、その場合は紹介もする。

被害者がフォレンジック検査後、すぐにカウンセリングを受けたいと思うとは限らないため12か月以内であれば、心の準備が出来たときに利用することができる。

Havensで、支持的なカウンセリングではなくトラウマスペシフィックな心理療法を受けられる人は、内部のスタッフ(医師や看護師、クライシスワーカー、ISVAなど)から紹介のあった人たちのみ。所属している心理職は、全員、トラウマ焦点化認知行動療法を実施できる。

イギリスではNICEガイドライン(国立医療技術評価機構(National Institute for Health and Care Excellence)が発行している、医学的・公衆衛生的ガイドライン)で、PTSDに対してはトラウマ焦点化認知行動療法が第一に推奨されている。現在は、子どもであっても、裁判前にトラウマスペシフィックな心理療法を受けることができる。近年、イギリスでは裁判の開始まで時間を要することが増えているため、裁判前に心理療法を受けることができるというガイダンスは非常に重要になってきている。裁判前には、必要があれば、証言に臨むための心理支援も行う。

裁判では、被害者を担当した心理職が証言を求められることはある。またカルテ開示を求

められることもある。Havens の情報はすべて電子システムで管理しており、警察に求められて正当な理由があると考えられたら、開示する場合もある。どのような記録を残すかは、Blue star project の調査や CPS (検察) のガイダンス (Pre-Trial Therapy に関するガイダンス) に従っており、多くの場合、事実のみを記載している。被害者の心情や認知は記載しない。

20 回という制限について、シンプルなトラウマであれば 20 回の面接で終わる可能性がある。しかし、多層的なトラウマを負った人、子ども期の逆境的体験 (Adverse Childhood Experiences) などが累積している人は、20 回のセッションでは終わらないこともある。長期の支援が必要ならば、地域の一般的な心理支援にリファーすることもある。

3.5. ISVA (Independent Sexuale Violent Advisar 独立性暴力アドバイザー)

ISVA とは、性暴力被害にあった人を包括的に支援する支援者の資格であり、Havens では主に刑事手続や裁判プロセスを支援している。理想的には警察に届け出た直後から支援が必要だが、必要とする被害者の人数に比べて ISVA は限られており待機者リストもあるため、多くの場合は 2 か月程度経ってから支援が始まる。サポートは、裁判が終了するまで行う。

ISVA は、Independent と Advocacy を大切にしている。被害者からも警察や検察からも独立しており、その上で被害者を擁護する。ISVA は、サポートはするが、それはセラピー (心理療法) ではない。ISVA の支援については、手をつなぐという意味で、ホールディングセッションと呼んでいる。

警察や検察側の決定に対して被害者が合意ができない場合、どのように警察や検察に意向を示していくのか、意見を申し立てていくのかもサポートをしている。現在 Havens には 20 人の ISVA がおり、13 歳未満の子どもをサポートする Children's ISVA と、13 歳から 19 歳対象の ISVA、成人対象の ISVA と三つのグループに分けられる。Havens 以外にも ISVA がおり、ロンドンの ISVA はロンドン市に登録している。

一人の ISVA が常時 30 人程度の被害者を担当している。被害者が司法プロセスを理解できるように、警察とよくコミュニケーションが取れるようサポートしている。例えば、警察から 28 日以内に進捗状況の伝達が行われるはずだが、それが確実になされているかを確認するなどしている。前述のとおり、不起訴の場合など決定事項に不服がある場合の申し立ての支援もする。ISVA の仕事は、被害者の方と話をし、警察や検察の決定を承認するか不服申し立てをするのか、決定するのを助ける。警察や検察と連携をとり、オンラインでの面接にも同席することもある。裁判になった場合は裁判所に同行もする。

ISVA になるための研修を受けるには、対人援助職の経験が必要となる。要件が満たされている場合、Limeculture という団体の研修が受講できる。研修は 2 年間あり、その後、ISVA の資格を有して独立して働くことが可能となる。

3.6. 子ども向けサービス

子どもは大人や若者と異なる存在であるため、行っている内容は一見同じでも、異なるサー

ビスである。

医療のニーズはフォレンジック検査と全身の診察という、大きくは二つに分かれるが、どちらも小児科医が対応している。まず、フォレンジック検査。DNA が失われないように、被害後、報告があったらすぐに（被害から 7 日以内に）実施するようにしている。もう一つのニーズは、全身の診察。性暴力被害後時間が経過しており、フォレンジック検査を受けることは出来ないが、感染など起きていないか念のために検査をするというもの。子どもたちは性暴力によって自分の身体が変わってしまったと思うことがあるので、医師が子どもの不安を汲み取りながら診察をした上で、そうではない、あなたの身体は無事で、あなたは変わっていないと伝えることは大切だと考えている。

13 歳未満の子どもがフォレンジック検査を受ける場合には、警察からの紹介が必要となる。13 歳未満の子どもに行われる性的行為はすべて性暴力なので、必ず警察が関与する。13 歳未満の、フォレンジック検査のニーズがない事例には、必ずソーシャルワーカーが関与する。Havens は児童保護の権限を持っていないため、家庭から児童を保護できる権限のある専門家であるソーシャルワーカーが必要となる。

13 歳から 19 歳の子どもたちは、必ずしも警察が関与する訳ではない。フォレンジック検査を受けられる期間は過ぎているが、感染症の検査やカウンセリングを求めて、救急病棟やソーシャルワーカーから紹介される場合もある。その場合、必ず本人と電話などで直接話をし、説明とオプションの提示をするようにしている。たとえば、医師が本人の意思を確認せず、十分な説明なく、緊急避妊ピルの処方方を要請することがある。そうしたときに、本人と電話で話し、本人の意思決定をサポートするために丁寧な説明をするなどする。

医療的措置以外にも、子どもたちもセラピーを受けたり ISVA の支援を受けたりする。

子どもや若者に接するとき非常に大切にしているのは、二次的トラウマを与えないということであり、トラウマインフォームドに関わるということである。たとえば、ソーシャルワーカーが Havens で医師に会うことを勧めたとしても、本人が希望していなければ強制することは絶対にしない。性暴力は、本人が望まない行為を強いられることであるため、Havens において、本人が望まないことを強いられる状況を作らないようにしている。

4. イギリスの刑事手続きについて

事情聴取について：Havens に来る人たちは警察に同行されて来所することが多い。警察での手続きはかなり時間がかかる。まずは警察署で事情聴取が行われる。このとき、成人に対しては Achieving Best Evidence (ABE) という手法が使用される。これは CPS から出されている刑事捜査における、被害者や自殺者から最良の証拠を得るためのガイドンスである。また、被害者の同意が得られた場合、聴取の録画が行われる。録画映像は警察が管理するが、証拠として裁判に提出する場合もある。これにより、被害者の法廷での陳述の負担が軽減する。

被害者の経済的補償について：被害者が警察に届け出を出した後、政府に対し、補償金の請求をすることができる。申請はオンラインで行われ、ISVA はその申請の補助もする。

補償金は裁判の結果に関わらず、深刻な犯罪にあったと国が判断すれば支払われる。金額は1万1千ポンドから1万3千ポンド程度。クライアントは、オンラインでいつ起きたことか、どこの警察に届け出たかの他に、警察の受理番号を記入する。補償金を支出している機関は、その受理番号を基に警察に問い合わせる。補償金額に対し、裁定に不服があればクライアントは申し立てができる。特によくあるのは、被害にあったことで仕事ができなくなった場合、収入が6か月以上減ったならば、追加で保証金として申請することができる。

5. Paddington Haven の設備について

受付・待合室：病院の入り口とは別に入り口が存在する。受付も待合も清潔で明るい雰囲気であることを心掛けている。特に受付は、被害者が最初に接するスタッフなので、もちろんトラウマインフォームドであるよう研修を受けている。

フォレンジック検査のための部屋：見学後も DNA 除去の手続きが行われる予定である。DNA のコンタミネーションに対し非常に厳格にしている。なお、DNA のコンタミネーションのリスクはあるものの、Havens に来所できない人のために、フォレンジック検査のための持ち運び可能なキットも存在する。

6. 日本の被害者支援に活かすべきポイント、提言

今回の視察メンバーの一人は、2018 年にも Paddington Haven を訪問しており、今回が2回目の訪問であった。2018 年からの違いも含めて、以下に日本の被害者支援に活かすべきポイントを記載する。

提言 1：国が主導でガイドラインを作成、運営を行うこと

イギリスでは、国が性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの基準を定め、基準を満たした機関に国から資金が出され、運営が行われている。基準は病院併設型で、フォレンジック検査を受けられることなどが含まれている。この基準に沿っていれば SARC であり、こうした基準とは異なる支援の組織はレイプクライシスセンターなどの役割を負っている。従って、各自治体の SARC は国の基準に則って運営され、フォレンジック検査を受けられること、メディカルサポートや刑事手続支援、心理支援を受けられることなど、まさしくワンストップな機関として存在している。また、DNA のコンタミネーションを防ぐための手続きに関するガイドラインも作成されている。性暴力は重篤な心の傷つきとなるできごとであり、被害直後の人々が、トラウマインフォームドな環境で、安全に、安心してフォレンジック検査や証拠採取を受けられること、そして確実に支援につながることは重要である。そのための整備を、国が主導で行っていくことが必要だと考えられる。

提言 2：組織や捜査機関がトラウマインフォームドであること

Havens ではスタッフが全員トラウマインフォームドな対応を大切にしていた。また、警察にも性暴力専門捜査官 (SOIT) がおり、トラウマインフォームド・ケアの研修も受けている。性暴力という暴力によって傷ついた人が、その後、再びの傷つきを負うことがない

よう、組織や捜査機関など、被害者に関わるすべての機関がトラウマインフォームドであることが必要不可欠である。

提言 3：ISVA 資格に準ずる性暴力被害者支援の専門資格を設けること

被害を受けた人が、トラウマインフォームドな環境で安心して、刑事手続を進められることは重要である。そのためには、ISVA のように、役割が明確であり専門的なトレーニングを受けた支援者が必要不可欠である。日本では、ワンストップ支援センターや被害者支援センターに専門の相談員がいるが、相談員の専門性の向上のためにも、資格制度やトレーニング制度を整えることが大切だと考えられる。

提言 4：裁判前心理支援のガイドラインの構築

Barnahus（バルナフス）モデルに基づいた施設であるロンドンのライトハウスでも同様だが、裁判前の心理支援のガイドラインが作成されているため、被害者は安心して回復の権利を行使できる。それは、裁判前心理支援に関する系統的レビューが行われた上で、ガイドラインが作成されているためである。被害者の回復の権利を保障するため、日本においてもこうした裁判前心理支援のガイドラインの作成が有用だと考えられる。また、裁判前心理支援は、担当した心理職が、心理支援に関する証言の可能性を引き受けることも含めて成り立っている。そして心理職が証人として立つためのガイドラインもまた、国が作成している。このような複数のガイドラインは、日本にも必要だと考えられる。

提言 5：広がる支援

2018 年当時は、イギリスにおいても、子どもへの支援は発達途上であった。しかし現在は、子どもへの支援、男性、セクシュアルマイノリティへの支援など、支援対象が広がっている。また、裁判前の心理支援に関して、捜査機関での認識も広まっている。イギリスでも問題は多いが、支援者たちの絶え間ない努力や Advocacy 活動により、支援が一層充実していっていることを感じる。日本においても、より潜在的な性暴力被害者への支援を継続的に検討していくことが求められる。

7. 所感

報告書を執筆している筆者のうちの一人は、2018 年にも Paddington の SARC を訪れた。そのときに ISVA やワンストップ支援センター、イギリスの法制度について知り、それを、性犯罪に関する法改正などが行われた、変化してきた日本のこの 7 年間に活かせたと考えている。今回お会いしてくださったスタッフの方々は、2018 年にもお会いした方々であり、お礼を伝えることができ大変嬉しかった。

個人的に日本との違いを最も感じることは、フォレンジック検査からはじまる様々な手続きでのトラウマインフォームド・ケアの徹底である。イギリスでは、最初に警察に相談したとしても、その後警察付き添いの下で SARC に来所し、トラウマインフォームドな配慮の下、フォレンジック検査や各種支援を受けることができる。それは、被害者にとって刑事手続はとても不安があり、フォレンジック検査も被害者中心の安心できる環境で行われる必要があると、警察が認識しているからである。日本でも、こうした対応の必要性が認識されて欲しい。

日本は7年間で大きく変化したとはいえ、イギリスはそれ以上に、支援が一層充実していた。子どものための ISVA ができ、男性や性的マイノリティへの支援も積極的に研修が行われている（ISVA の上級研修などで取り上げられている）。日本も、さらなる充実を図っていかねばならないと感じた。